

# 邑南町障がい者活躍推進計画

令和7年4月1日策定

機関名	邑南町
任命権者	邑南町長、邑南町教育長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
障がい者雇用に関する課題	<p>邑南町においては、邑南町教育委員会との特例認定により、両部局を合算して障害者任免状況通報を行っている。</p> <p>令和6年6月現在では、法定雇用率2.8%を満たしている。</p> <p>しかし、令和8年7月には地方公共団体の法定雇用率は3.0%に引き上げとなる予定であり、現在の実質雇用率では上回っているものの、今後も引き続き積極的な採用を実施する必要がある。</p> <p>本計画のもと障がいのある職員を含むすべての職員の活躍のために、更なる体制整備や各種取組を行う必要がある。</p>
目標	
1. 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点）</p> <p>（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（参考）令和6年6月1日時点の実雇用率3.16%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
2. 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。</p> <p>【評価方法】毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録等を元に、前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行うものとする。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"><li>障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</li><li>総務課人事担当職員を障がい者である職員の相談窓口として設定し、適宜庁内ネットワーク掲示板等で周知を図る。</li><li>障害者職業生活相談員については、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習受講者を選任する。</li><li>障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、総務課相談窓口の連携のもと、障がい者からの相談に適切に対応できる体制を整備し、状況により労働局に相談し課題解決を図れる体制を構築する。</li><li>役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。</li></ul>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"><li>現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</li><li>障害者雇用推進者は定期的に障がい者と面談を行い、障がい者に対し適切な業務配分がなされているか点検を行い、必要に応じて検討を行う。</li></ul>

3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用推進者は定期的に障がい者と面談を行い、必要な配慮等の有無を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>・新規に採用した障がい者については、採用時面談で、配慮すべき事項を把握し、継続的に措置を講じる。</li> <li>・募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。</li> <li>②自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>③介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>④「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>⑤特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> </li> <li>・障がい者の状況に応じフレックスタイム制度の利用を促進する。</li> </ul>
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</li> </ul>